

## 愛知県庁の裏金問題について

### あらためて全庁調査することを求めます

私たちは税金の無駄遣いを追及する市民団体です。

2006年8月4日の貴職の定例記者会見の報道によると、貴職は「(岐阜県の裏金問題について)報道されたとき、そういうことがあってはいけないと思い、(調査を)指示したが、そうした報告はない」と述べておられます。

この報道に接し、私たちは上記調査結果の情報公開請求を行うこととし、2006年8月11日に愛知県庁に赴いたところ、愛知県知事政策局政策調整課長からは、「記事に載ったような、裏金問題に特化した調査は行っていない」との説明を受けました。

同課長の説明によると、岐阜県の裏金問題が報道された際、貴職が西村副知事に「岐阜県と同じようなことは愛知県ではないのか」と聞いたため、西村副知事は総務部人事担当局人事課の監察担当に問い合わせをし、問い合わせを受けた監察担当者は、通常監察の中では岐阜県のような事実はない、と西村副知事に報告し、この監察担当者の報告を貴職が副知事から聞いたことを述べられたものだ、とのことでした。

私たちとしては、岐阜県のいわゆる裏金問題が公金の使途の適正化を求める大きな世論を形成しつつある今、本愛知県はどうなのか、改めて調査を指示しようとする貴職の感覚こそ、健全なものと考えます。しかし、せっかく健全な感覚を記者会見でお示しになっておられながら、定例監察の結果報告のみをもって「調査を指示したが、(裏金の存在についての)報告はない。」と表現されることは、「調査を指示した」とされる実体に反するのみならず、公金支出の適正化を求める世論に対しても不誠実と言わざるを得ません。

97年12月に全国市民オンブズマン連絡会議が各都道府県に対して「裏金問題の自主調査」の調査を行ったところ、愛知県税事務所での裏金1575万円の疑惑に対して裁判で75万の和解を行った以外、愛知県は自主調査を行っていないと回答しております。しかし、梶原拓・前岐阜県知事が2006年8月8日に行った記者会見の中で、「国や自治体の裏金づくりは半ば公然の秘密だった」と発言されたことは、愛知県についても裏金についての再調査が必要ではないか、との疑念を抱かせました。

再調査を必要と考える点では、貴職も同じお考えであろうと思料します。そこで、貴職に対し、監察担当者の回答のみを調査として終了されるのではなく、貴職が積極的にリーダーシップを発揮され、愛知県庁の裏金問題に関して全庁調査することを求めるものです。

2006年8月29日

愛知県知事 神田真秋 様

名古屋市民オンブズマン

代表 弁護士 佐久間信司

名古屋市中区丸の内3-6-41 リビル6階

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.omnagoya.gr.jp/>

# 愛知県内裏金追及一覧

2006.8.29 名古屋市民オンブズマン

名称	一審提訴日	内容	経過
1 愛知県監査委員事務局カラ出張	1996/12/3	94年度 375件 7,093,387円、95年度 83件、1,533,209円がカラ出張の疑い。	時効にかかる部分を除き、32件分 599,003円を事務局員高橋が県に返済し、名古屋地裁で和解。2000/4
2 愛知県東京事務所カラ飲食	1996/3/9	95年度懇談会費について、カラ飲食の疑い濃厚。	和解2000/8/4
3 タクシーチケットは公文書だ訴訟	1997/10/27	県財政課のタクシーチケット使用額が94年12月だけで1,000万弱。チケットの原本公開請求したところ「公文書でないので不存在」	チケット廃棄したとのことで訴訟取り下げ。
4 地方労働委員会総務課カラ出張		委員会県外出張を1泊2日であるところ2泊3日と命令簿、請求書に記載したことが発覚	発覚後直ちに返還したので、以後の追及はせず
5 県税事務所カラ雇用	1997/1/24	愛知県が県税事務所カラ雇用を認める	680万円余を利息とともに返還(1999/12/9)。原告敗訴。
6 競馬組合カラ支給		競馬組合でカラ支給の疑いあり	1審一部勝訴(97/2/28)。その後各議員に支給金を返還させ、原告敗訴確定。
7 競輪組合カラ支給		競輪組合でカラ支給の疑いあり	1審一部勝訴(96/12/18)。その後各議員に支給金を返還させ、原告敗訴確定。
8 名古屋港管理組合		1997/12/12勝訴	返還により、原告敗訴。
9 愛知県議カラ出張		93年 3月 26日～31日に県外出張した81名の県議はカラ出張であるため、約684万円返還せよ	原告のアンケートに答えない70名の出張約600万円をカラと認定(96/3/26に名古屋地裁で)。その後旅費全額返還で原告敗訴確定。
愛知県庁 課長への手紙	-	愛知県の課長127名(うち1名転居先不明)に96年年末に不適正経理があるか質問状を送付。回答73名	「不適正経理はある」「ないとは言いきれない」「一部はあると思う」と、カラ操作を認めたものは3通、この項に答えないのが2通でした。 県庁の雰囲気は、『バレないようにやれ』であって『自粛しよう』ではない」と答えた人がありましたが、全体を通しての印象も、それを裏づけるものでした。「こうしたことは内部ではどうにもなりませんので皆様方の努力に頭の下がる思いです」と2000円のカンパを同封してきた人あり